

## 新型コロナウイルス感染症対策本部（第 60 回）

### 議事概要

#### 1 日時

令和 3 年 4 月 9 日（金）18 時 03 分～18 時 17 分

#### 2 場所

官邸 2 階大ホール

#### 3 出席者

内閣総理大臣 菅 義偉  
法務大臣 上川 陽子  
文部科学大臣 萩生田 光一  
厚生労働大臣 田村 憲久  
経済産業大臣 梶山 弘志  
内閣官房長官 加藤 勝信  
国家公安委員会委員長 小此木 八郎  
内閣府特命担当大臣 河野 太郎  
内閣府特命担当大臣 西村 康稔  
内閣府特命担当大臣 平井 卓也  
内閣府特命担当大臣 丸川 珠代  
基本的対処方針分科会会長 尾身 茂  
復興副大臣 亀岡 偉民  
内閣府副大臣 赤澤 亮正  
内閣府副大臣 ミッ林 裕巳  
総務副大臣 熊田 裕通  
外務副大臣 鷲尾 英一郎  
財務副大臣 中西 健治  
農林水産副大臣 宮内 秀樹  
国土交通副大臣 大西 英男  
環境副大臣 笹川 博義  
防衛副大臣 中山 泰秀  
内閣官房副長官 坂井 学  
内閣官房副長官 杉田 和博  
内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人  
内閣官房副長官補 滝崎 成樹  
内閣官房副長官補 高橋 憲一  
内閣広報官 小野 日子  
内閣情報官 瀧澤 裕昭

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 大沢 博

#### 4 議事概要

##### 【厚生労働大臣】

直近の感染状況ですが、全国の新規感染者は、昨日 3,405 人、1 週間の移動平均では 2,100 人となっており、3 月中旬以降増加に転じています。

専門家からは、関西圏での感染拡大が強く懸念される状況が継続しており、大阪・兵庫だけでなく、周辺地域でも感染者数が増加している。特に、大阪では今後も感染拡大が継続し、入院患者数も増加することも危惧されることから、医療提供体制の状況も注視しつつ、更なる警戒が求められる。首都圏では、1 都 3 県全体では微増傾向だが、東京では緊急事態宣言解除後、夜間滞留人口が急増した。今般の大阪、兵庫、宮城等の感染拡大の動きを見ると、東京をはじめ首都圏でも、今後、感染拡大の継続や急拡大が懸念される。宮城、山形では、県独自の対策の後、人流の低下が見られ、感染者数も減少に転じているものの、引き続き今後の推移に留意が必要。沖縄では、県独自の対策が始まり、感染者数の伸びには鈍化が見られるものの、引き続き増加傾向は継続しており、若年層を中心とした感染拡大が見られる。一部地域では、変異株の割合の高まりが懸念され、急速な感染拡大や既存株と比べ感染性の高さが懸念される、といった分析を頂いております。

その上で、専門家からは、必要な対策として、まん延防止等重点措置区域とされた、宮城、大阪、兵庫では、飲食店に対する時短要請等講ずべきとされた取組を着実に行うことが必要。特に、大阪、兵庫では、重症者の病床確保が最優先で求められるとともに、人の移動に伴う変異株の他地域への流出を出来るだけ防ぐためにも、不要不急の外出、移動を避けることも含め、速やかに適切な対策を行うことが求められる。首都圏では、緊急事態宣言解除後の大阪、兵庫と同様、感染の急速な拡大が生ずる可能性もあり、感染状況に応じた十分な対策を遅滞なく行い、感染の再拡大を前提とした体制を速やかに整えることが必要。N501Y に変異のある変異株については、感染者数が増加してくる中で、感染状況や感染性、病原性等を踏まえた対応を速やかに実施していくことが必要。特に、変異株に関する個室の取扱いや退院基準の見直しを含む医療提供体制等の取組の在り方について早急に検討が必要、といった御意見を頂きました。

なお、厚生労働省においては、こうした御議論を受け、現時点までの科学的知見を踏まえ、退院基準は従来株と同様として差し支えない旨、個室の取扱いについては、病床使用率が高まっている場合などを条件に同室として差し支えない旨の見直しを、昨日行っております。

##### 【尾身会長】

分科会を代表し、本日の議論の結果を御報告いたします。

本日の分科会では、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、東京都、京都府及

び沖縄県を追加し、期間を、東京都については、4月12日からの30日間、京都府と沖縄県については、4月12日からの24日間とする政府の示した公示案に合意いたしました。

本日の分科会では、まん延防止等重点措置の適用にとどまらず、今後の感染対策について各委員から様々な提案がありました。その意見をまとめると、①変異株の影響を踏まえた感染拡大地域との往来自粛の明確化、②飲食店の認証制度の徹底、③体調不良者への検査・受診の促進、④混雑した時間や場所の回避の再周知、⑤テレワークの徹底などがありました。

また、今回の対象地域の周辺の都道府県については、現在の感染状況などを踏まえると、まん延防止等重点措置の対象としないとの判断は妥当であることについて合意しました。

しかし、その一方で、これからは近隣の都道府県で対象地域と生活圏を共有する一部地域については、まん延防止等重点措置の対象に含めることの是非について、議論を深めるべきだという意見もありました。

最後になりますが、変異株による感染拡大の懸念について、強い危機感が共有されました。政府におかれましては、今まで以上に検査体制の充実等を含め、国民が感染対策により協力しやすい環境づくりについて御尽力いただきたいと思っております。

## 【西村国務大臣】

資料2の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示案を御覧ください。

今ほど尾身会長から御紹介いただいたとおり、本日の基本的対処方針分科会におきまして、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、東京都、京都府、沖縄県を追加し、まん延防止等重点措置を実施すべき期間は、東京都については、4月12日から5月11日までの30日間、京都府と沖縄県については、4月12日から5月5日までの24日間とする公示案をお諮りし、御了解を頂きました。

東京都、沖縄県、京都府のいずれも、全体としては、ステージⅢ相当の指標が多く出てきております。東京都では、感染力が約1.3倍とも評価されている変異株の割合が上昇してきており、また、医療提供体制に影響を与える最初の指標である人口10万人当たりの療養者数がステージⅣ相当となってきております。沖縄県では、病床占有率がステージⅣ相当、京都府では、先週今週比が約2倍となっており、関西圏では変異株が7～8割となっていて、大阪府との生活圏、経済圏などつながりが大きいことから、感染の拡大が懸念される状況にあります。

こうしたことから、今回まん延防止等重点措置を適用することとしたところです。

これまで、それぞれの知事と状況について確認・共有し、強い危機感をもって緊密に連携しながら、対応してきましたが、3都府県については、いずれも感染が拡大してきており、東京都からは、昨日、まん延防止等重点措置の対象とするよう要請がありました。京都府からは、本日、同様の要請があり、沖縄県は、まん延防止等重点措置の実施に向けた検討を進めているとの状況でした。

これらを踏まえて、基本的対処方針分科会にお諮りし、御了解いただいたところで  
す。この後、政府対策本部長である総理に、この案に沿って、まん延防止等重点措置  
に関する公示を行っていただきます。

まん延防止等重点措置は、対象地域において、時短要請は 20 時まで、イベント開  
催制限は 5,000 人までとしており、この時短要請については命令・罰則の適用が行わ  
れるなど極めて強い措置、緊急事態宣言と同等の措置とも言えます。こうしたことによ  
って、しっかりと感染を抑えていきたいと思えます。さらに、感染防止策の徹底に  
向けて、一店一店の飲食店の見回り、呼び掛けをしっかりと行っていくことになりま  
す。

また、こうしたことに併せて、基本的対処方針の変更についても、基本的対処方針  
分科会で御了解いただいたところで。

資料 3-1 を御覧ください。

12 ページに変異株についての記載を追加しております。英国で確認された変異株  
は感染力が約 1.3 倍強と感染研で評価されていること、E484K 単独の変異がある変異  
株が関東・東北地方で変異株が増加していること、この変異株について疫学的特性を  
分析し、今後の感染拡大状況をゲノムサーベイランスにより引き続き注視すべき旨を  
記載しております。

26 ページに重点措置区域における取組等として、変異株による感染が増加してい  
ることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間  
の移動は、極力控えるように促す旨を記載しております。

35 ページに変異株が確認された患者等の対応については、国立感染症研究所の評  
価・分析を踏まえ改定された退院基準等に基づいて、入院措置・勧告、宿泊療養等の  
措置を適切に講ずる旨を記載しております。

最後に、資料 4 を御覧ください。

前回の政府対策本部において取りまとめた、飲食店への規模別協力金の仕組みにつ  
いては、まん延防止等重点措置区域以外の地域においても、当初 5 月 6 日から実施す  
る予定でしたが、より早期に事業規模に応じたきめ細かな対応とすべく、前倒しをし  
まして 4 月 22 日から実施することとしております。

まん延防止等重点措置を機動的に活用しつつ、国民の皆様の命と健康を守ることを  
第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大防止を最優先に、取組を徹底・強  
化していきます。また、全国的に感染拡大の傾向が見られることから、それ以外の都  
道府県についても、引き続き連携しながら、感染拡大防止に努めていきたいと考えて  
おります。

## 【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよ  
ろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

## 【内閣総理大臣】

本日、東京都、京都府、沖縄県について、まん延防止等重点措置の実施を決定いたしました。期間は、東京都については4月12日から5月11日まで、京都府、沖縄県については4月12日から5月5日までといたします。

これらの地域においては、新規感染者数が増加していること、医療提供体制のひっ迫が懸念されることなどを踏まえて、決定いたしました。

20時までの飲食店の時間短縮を行い、罰則を適用できるようにするなど、期間・区域を限って、緊急事態宣言並みの強い措置を実施いたします。

感染力の強い変異株については、大阪、兵庫では感染者の7割前後を占め、東京においては約2割まで高まっており、最大限の警戒を続けております。

これまでと同様に、飲食を中心とする対策を続けることに加え、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるようにお願いします。さらに、全ての飲食店への見回り、高齢者施設での定期検査、医療体制の確保などの対策について、国と自治体が連携して、しっかりと行ってまいります。

今後も、各地で発生する波を、全国規模の大きな波にしないために、地域を絞った重点措置を機動的・集中的に講じて、感染を抑え込んでまいります。

各大臣におかれては、本日の決定に基づき、改めて対策を徹底するようにお願いいたします。

以 上